

令和6年3月22日

大阪府議会議長 久谷 眞 敬 様

提 出 者

大阪府議会議員 河崎 大 樹 肥 後 洋一朗
しかた 松 男

賛 成 者

大阪府議会議員 山 下 昌 彦 角 谷 庄 一
三 橋 弘 幸 牛 尾 治 朗
中 谷 恭 典 みよし かおる
徳 村 さとる 大 橋 章 夫
中 井 もととき

第3号意見書案

抜本的な政治資金改革の断行を求める意見書

昨年末、派閥による政治資金パーティー収入を政治資金収支報告書に過少記載・不記載としてきたことや、各派閥の所属議員が販売ノルマを超えて集めたパーティー収入を派閥がキックバックする運用が行われていたこと等をはじめとする、いわゆる「政治資金パーティー収入の裏金問題」が発覚した。

問題になっているのは、派閥の存在、そして、政治資金の透明化についてであり、国民の政治への不信を払拭・解消するには、まずは政治家の責任及びより厳格な責任体制の確立、外部の監査、そしてデジタル化等の透明化・公開性の向上を図ることが求められる。

この問題は、当該政党が長年にわたって政権を預かる与党の立場にありながら、違法な裏金作りを意図的かつ組織的に行ってきたという極めて悪質なものであり、戦後幾多の政治と金を巡る問題が発覚するたびに政治改革が行われてきた今もなお、撲滅されたはずの金権政治が連綿と続けられてきた事実に対し、国民の政治不信は頂点に達している。

政治資金パーティーとは本来、組織や看板を持たないものが政治の世界に参入するため、広く薄く資金を募るチャリティーイベントであり、草の根民主主義を支える手段であるべきである。ところが、現在の政治資金パーティーは、その本来の趣旨を大きく逸脱し、企業団体が出席の意思もないのに著しく高額のパティー券を購入するなど、実態は企業団体献金として利用されており、今回の裏金問題を招く温床となっている。議員特権を認めるかのような現行の政治資金パーティーのあり方については、抜本的な見直しが必要である。

そもそも、企業団体献金自体が政党と企業との馴れ合い・持たれ合いをもたらし、政策決定過程が歪められる弊害について、かねてから繰り返し指摘されており、平成6年に政党助成法制度が与野党間合意で開始された際にも、企業団体献金の廃止とセットで行われることが前提となっていたはずである。ところが、政党への寄附は例外的に認める制度となっているため、数多設立された政党支部が献金の受け皿となり、これまでと変わらぬ運用がなされているのが実態である。このような抜け道をふさぐ制度改正が必要である。

また、政党の要職者が党から「政策活動費」として多額の資金を受け取る運用が行われてきたが、領収書が不要であるため、使途が追えないブラックボックスと化している問題は以前から指摘されてきた。今回の裏金問題においても、派閥からのキックバックを「政策活動費」を名目にして逃れようとする動きがあったのは事実であり、今回の裏金事件を受けてもなお政策活動費の存在を今後も容認することは、国民目線から見て到底許されるべきではない。

さらに、調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）は国会議員に非課税で月100万円が支給される手当であるところ、その使途が法律で明記されているにも関わらず、使途公開や領収書添付の義務は課されてこなかった。そのため、制度本来の趣旨とは異なる使途に資金が流用される不透明な実態が横行しており、「第2の給与」とも揶揄される、国会議員特権の最たるものと批判されてきた。国民の政治不信を払しょくするためには、この機会に、調査研究広報滞在費のあり方についても抜本的に見直すことが不可欠である。

よって、国においては、国民の信頼を取り戻せるように、下記の項目を内容とし

た抜本的な政治改革の断行を強く求める。

記

1. 政治資金パーティーを、広く薄く草の根の支援を集める本来の趣旨に立ち返るため、企業団体によるパーティー券購入のあり方を検討するとともに、パーティー券の購入・販売に上限を設け、大口の購入・販売の制限を検討し、結論を得ること。あわせて、政治資金パーティーの対価に係る収入が課税対象とならないという、議員特権が疑われる状態について、法改正により位置づけを明確化する。
2. 企業団体献金のあり方を検討し、結論を得ること。
3. 現在は国会議員・都道府県の議会の議員・都道府県知事又は指定都市の議会の議員若しくは市長のみが対象となっている寄附控除の範囲を、すべての地方議員や首長にも拡大すること。
4. 政党から個人に寄付できるという政治資金規正法上の例外規定を見直し、領収書に基づく支出であるか否かに関わらず、政策活動費のあり方を検討し、結論を得ること。
5. 調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）は、非課税で受け取り、領収書無しで使用できる国会議員特権の最たるものであることから、大阪府議会における政務活動費と同様の基準に改め、使途公開と1円からの領収書添付、年度末における残金返納を義務付ける等の立法措置を速やかに講じる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬